

[事案 2024-12] 解約無効等請求

・令和 6 年 12 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

解約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 9 月および平成 11 年 3 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 14 年 6 月に契約者を自分から母に変更した。その後、担当者から、「給付金請求は被保険者ではできない」、「給付金請求のためには名義変更が必要」という誤った説明を受けたことから、令和 3 年 6 月に契約者を母から自分に変更した後、同年 7 月に解約した。しかし、当時、母は認知症の状態であったため、契約者変更を無効としてほしい。さらに、解約を無効として、契約期間中の支払対象となる保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和 3 年 6 月の契約者変更時に、前契約者である申立人母は意思能力を持っていた。
- (2) 担当者は申立人に対して、給付金請求は契約者しかできない等の説明をしておらず、むしろ新契約者である申立人が祝金請求等を求めたため、祝金請求や貸付を求めることができるのは契約者のみである旨の説明をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、解約時の担当者の説明内容等を確認するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。